

4 生活・年金・手当の相談

1. 障害基礎年金・障害厚生年金

《制度概要》

病気やけがで障害が残り、仕事や生活が制限される方が受取ることができる年金です。受取りには、障害の程度や、年金の保険料納付状況などの条件があります。

I 障害基礎年金（初診日が国民年金被保険者期間の方）

《お問い合わせ・申請先》 窓口にお越しになる際は、ご予約をお願いします。

- 生活振興部地域振興課国民年金係
江戸川区中央 1-4-1（区役所本庁舎） 電話：03-5662-0574
第3号被保険者期間に初診日がある方の窓口は江戸川年金事務所
（電話：03-3652-5106（代表））になります。

II 障害厚生年金・障害手当金（初診日が厚生年金被保険者期間の方）

《お問い合わせ・申請先》 窓口にお越しになる際は、ご予約をお願いします。

- 江戸川年金事務所 電話：03-3652-5106（代表）

2. 特別障害給付金

《制度概要》

国民年金に任意加入していなかった期間（昭和61年3月以前の厚生年金等の加入者の配偶者だった期間、平成3年3月以前の学生だった期間）に初診日があり、障害基礎年金1・2級相当の障害に該当する方が、受取ることができる給付金です。

《お問い合わせ・申請先》 窓口にお越しになる際は、ご予約をお願いします。

- 生活振興部地域振興課国民年金係
江戸川区中央 1-4-1（区役所本庁舎） 電話：03-5662-0574

3. 生活保護

《制度概要》

病気、けが、失業などにより生活に困っている人に、その世帯の最低限度の生活を保障し、一日でも早く自立できるよう支援する制度です。

《お問い合わせ・申請先》

区民課 所管区域(中央1~4丁目、松島1~4丁目、松江1~7丁目、東小松川1~4丁目、西小松川町、大杉1~5丁目、西一之江1~4丁目、上一色1~3丁目、本一色1~3丁目、一之江1~5丁目、松本1~2丁目、興宮町)、**小松川事務所** 所管区域、**東部事務所** 所管区域(西瑞江3丁目・4丁目5~9番地、春江町2~3丁目、江戸川2~3丁目・4丁目1~14番地)、**鹿骨事務所** 所管区域(新堀1~2丁目、春江町1丁目)にお住まいの方

⇒ 生活援護第一課相談係

江戸川区中央1-3-17(区役所分庁舎) 電話:03-5662-8169

小岩事務所 所管区域、**東部事務所** 所管区域(東瑞江1~3丁目、江戸川1丁目、谷河内2丁目、下篠崎町、篠崎町3~6丁目、南篠崎町1~5丁目、東篠崎町、東篠崎1~2丁目、瑞江1~4丁目)、**鹿骨事務所** 所管区域(谷河内1丁目、鹿骨町、鹿骨1~6丁目、上篠崎1~4丁目、篠崎町1~2丁目・7~8丁目、西篠崎1~2丁目、北篠崎1~2丁目、東松本1~2丁目)にお住まいの方

⇒ 生活援護第二課相談係

江戸川区東小岩6-9-14(小岩区民館) 電話:03-3657-7855

区民課 所管区域(春江町4丁目、一之江6~8丁目、西瑞江4丁目1~2番地・10~27番地、江戸川4丁目15~25番地)、**葛西事務所** 所管区域にお住まいの方

⇒ 生活援護第三課相談係

江戸川区東葛西7-12-6 電話:03-5659-6610

4. くらしごと相談室（生活困窮者自立支援）

《概要》

さまざまな課題や問題を抱えて、このままでは生活保護に至る前段階の方に対し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、その他の支援を行い、自立に向けた各種支援をおこなう制度です。

《お問い合わせ・申請先》

区民課 所管区域(中央1~4丁目、松島1~4丁目、松江1~7丁目、東小松川1~4丁目、西小松川町、大杉1~5丁目、西一之江1~4丁目、上一色1~3丁目、本一色1~3丁目、一之江1~5丁目、松本1~2丁目、興宮町)、**小松川事務所** 所管区域、**東部事務所** 所管区域(西瑞江3丁目・4丁目5~9番地、春江町2~3丁目、江戸川2~3丁目・4丁目1~14番地)、**鹿骨事務所** 所管区域(新堀1~2丁目、春江町1丁目)にお住まいの方

⇒ 生活援護第一課相談係

江戸川区中央1-3-17(区役所分庁舎) 電話:03-5662-8169

小岩事務所 所管区域、**東部事務所** 所管区域(東瑞江1~3丁目、江戸川1丁目、谷河内2丁目、下篠崎町、篠崎町3~6丁目、南篠崎町1~5丁目、東篠崎町、東篠崎1~2丁目、瑞江1~4丁目)、**鹿骨事務所** 所管区域(谷河内1丁目、鹿骨町、鹿骨1~6丁目、上篠崎1~4丁目、篠崎町1~2丁目・7~8丁目、西篠崎1~2丁目、北篠崎1~2丁目、東松本1~2丁目)にお住まいの方

⇒ 生活援護第二課相談係

江戸川区東小岩6-9-14(小岩区民館) 電話:03-3657-7855

区民課 所管区域(春江町4丁目、一之江6~8丁目、西瑞江4丁目1~2番地・10~27番地、江戸川4丁目15~25番地)、**葛西事務所** 所管区域にお住まいの方

⇒ 生活援護第三課相談係

江戸川区東葛西7-12-6 電話:03-5659-6610

5. 特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

《制度概要》

精神障害の方を対象とした手当があります。手当の支給には障害の程度や年齢、所得制限、他の手当との併給制限などの要件があります。

詳しくは区ホームページをご覧ください。

・特別障害者手当

20歳以上の江戸川区にお住まいの方で、常時特別な介護を必要とする著しく重度の障害をお持ちの方

ホームページ：

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/teate/teate/tokubetsu.html>

・障害児福祉手当

20歳未満の江戸川区にお住まいの方で、常時介護を必要とする重度の障害をお持ちの方

ホームページ：

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/teate/teate/syogaiji.html>

・特別児童扶養手当

20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している方

ホームページ：

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e041/kenko/fukushikaigo/shogaisha/teate/teate/fuyo.html>

《お問い合わせ・申請先》

- 福祉部障害者福祉課自立援助係

江戸川区中央 1-4-1 (本庁舎内) 電話：03-5662-0062